

京都市告示第151号

京都コンサートホール条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都コンサートホールを臨時開館します。

平成16年4月19日

京都市長 榎本 頼 兼

臨時に開館する日

平成16年4月19日	9:00~22:00	演奏会
	9:00~23:00	駐車場
平成16年5月6日	9:00~22:00	演奏会
	9:00~23:00	駐車場

(文化市民局文化部文化課)